

岐阜県発注工事を受注される皆様へ

岐阜県県土整備部技術検査課

公共工事の前払金の使途拡大について

平成28年5月27日付けで地方自治法施行規則が一部改正され、公共工事の前払金を充当できる費用の範囲が拡大されました。

これを受けて、岐阜県発注工事においても、下記のとおり前払金を充当できる費用の範囲を拡大する措置を行うこととしますので、お知らせします。

1 使途拡大措置の内容

- ・前払金を充当できる費用として、新たに「当該工事の現場管理費及び一般管理費のうち当該工事の施工に要する費用」を追加します。
- ・これらの費用については、前払金額の100分の25を上限として充当できます。
※中間前払金は上記の使途拡大措置の対象外です。

2 使途拡大措置の適用日

- ・上記の使途拡大措置は、平成28年8月1日以降に契約する岐阜県発注工事から適用されます。
- ・平成28年4月1日以降において、すでに契約を締結した工事については、発注者と受注者の間で協議の上で、変更契約を行えば、上記の使途拡大措置の適用を受けることができます。
※契約変更手続の詳細等については、各発注機関にご相談ください。